

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

<b>論題</b>	我が国のE P A等をめぐる取組と企業による活用状況 ～重層的に拡大するE P A等の戦略的活用に向けた課題～
<b>著者 / 所属</b>	上谷田 卓 / 経済産業委員会調査室
<b>雑誌名 / ISSN</b>	経済のプリズム / 1882-062X
<b>編集・発行</b>	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
<b>通号</b>	202号
<b>刊行日</b>	2021-7-16
<b>頁</b>	1-26
<b>URL</b>	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202120201_1.pdf">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r03pdf/202120201_1.pdf</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

# 我が国のEPA等をめぐる取組と企業による活用状況

## ～重層的に拡大するEPA等の戦略的活用に向けた課題～

経済産業委員会調査室 上谷田 卓

1. はじめに
2. 世界の貿易自由化の流れと我が国の通商戦略
3. 我が国のFTA/EPAをめぐる取組
4. 我が国のEPA等の概要
5. 総合的なTPP等関連政策大綱に基づく主な支援策
6. 我が国企業によるEPA等の活用概況
7. EPA等が活用されないケースと活用促進に向けた取組・支援
8. おわりに

### 1. はじめに

第204回国会（常会）において、アジア太平洋地域の15か国による「地域的な包括経済連携協定」（RCEP）が承認された。これにより、我が国の「貿易総額に占める自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）<sup>1</sup>発効済・署名済国との貿易額の割合」（いわゆる「FTA比率」）は80%<sup>2</sup>を超え、主要な貿易相手国・地域を広く包摂した自由で公正な貿易圏が構築されることとなった。

これまで政府は、FTA比率の拡大と併せて、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき協定の効果的な活用を促すための各種支援策を実施してきたが、我が国企業による活用は進んできたとは言い難い状況にある。関税の削減・撤廃を始めとするFTA/EPAの経済的メリットを十分に活かし、輸出拡大を含む我が国企業の海外ビジネスの促進につなげていくためには、我が国企業に

---

<sup>1</sup> 外務省は、FTAを「特定の国・地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等の削減・撤廃を図る協定」、EPAを「FTAの内容を基礎としつつ、投資規制の撤廃、人的交流の拡大、知的財産の保護等を含むより幅広い分野での経済関係強化を図る協定」である旨それぞれ定義している（外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>〉（2021.6.30最終アクセス。以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日である。）。ただし、世界で締結されるFTAの中にはEPAと同等以上に包括的な内容を含む協定も多く存在する。なお、WTOにおいては、いずれも地域貿易協定（RTA）として位置付けられている。

<sup>2</sup> 日米貿易協定を含む場合の比率（FTA比率の算定の在り方や考え方については、4-1. 参照）。

よる協定の活用状況や活用上の課題を正確に把握・分析した上で、企業の支援ニーズを踏まえた対応を検討・実施していくことが重要となる。

そこで本稿では、我が国のF T A／E P Aをめぐる取組を振り返るとともに、F T A比率や協定の概要を紹介する。その上で、協定の主な活用支援策や企業の活用状況について概説しつつ、協定が活用されないケースや活用上の課題を整理し、併せて当該企業群に求められる支援や取組等について考察を加える。

## 2. 世界の貿易自由化の流れと我が国の通商戦略

第二次世界大戦後の国際貿易に関する国際ルールは、関税と貿易に関する一般協定（G A T T<sup>3</sup>、1948年1月発効）及びG A T Tを発展的に承継する形で設立された世界貿易機関（W T O、1995年1月発効）の下、参加国間における貿易交渉を通じて構築されてきた。しかし、2001年11月に開始された「ドーハ開発アジェンダ」（いわゆる「ドーハ・ラウンド<sup>4</sup>」）の停滞に見られるように、W T Oにおける交渉は、交渉分野の複雑化・多様化、新興国・途上国の台頭とそれに伴う先進国との利害対立等を背景に膠着状態が続いている<sup>5</sup>。

このような情勢を受け、欧米主要国を中心とし、特定国・地域の間で貿易自由化を図るF T A／E P Aを締結する動きが加速することとなった。我が国においては、例えば村山総理（当時。以下答弁者の肩書はいずれも当時のものを指す。）が北米自由貿易協定（N A F T A、1994年1月発効）等の動きをめぐり、「我が国は貿易立国として多角的自由貿易体制の維持強化を推進していくとの立場であり、地域統合の動きが閉鎖的な経済ブロックとなるようなことがあってはならない」旨の認識<sup>6</sup>を示すなど、G A T T・W T Oの多角的自由貿易体制を通商政策の基軸とし、F T A／E P Aの推進に慎重な立場にあった。

しかし、世界的にF T A／E P Aの締結が加速する中、①協定を締結していないことによる経済的不利益の解消、②W T O協定と補完的・整合的<sup>7</sup>な協定の

---

<sup>3</sup> 各国の保護主義的貿易政策に起因する経済対立が第二次世界大戦の一因になったとの教訓を基に作成された多国間条約であり、自由・無差別・多角主義を基本とするルールを定めている。

<sup>4</sup> 交渉8分野（農業、鉱工業品、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、環境及び知的財産権）の更なる貿易自由化に向けた全加盟国による交渉枠組みであるが、2017年2月に加盟国間の貿易円滑化を図る貿易円滑化協定が発効して以降、他の分野の交渉は長らく停滞している。

<sup>5</sup> 中川淳司「多国間貿易体制の行方」『国際問題 No. 677』（2018.12）41～49頁、荒木一郎「W T Oの停滞と日本の対応」『国際問題 No. 678』（2019.1）15～23頁

<sup>6</sup> 第134回国会衆議院本会議録第16号6頁（1995.11.21）

<sup>7</sup> 最恵国待遇（第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること）を原則とするW T OはR T Aを認めていない。ただし、例外として、貿易拡大への貢献を目的とした一定の条件（例：実質上全ての貿易について関税その他の制度的通商規則を撤廃する）を満たす協定への締結は

拡大を通じた我が国にとって好ましい対外経済・外交関係の構築等の必要性に鑑み<sup>8</sup>、我が国においてもF T A / E P Aの推進に舵を切ることとなった。

### 3. 我が国のF T A / E P Aをめぐる取組

#### 3-1. 我が国のF T A / E P A戦略の端緒

政府は、我が国初の日・シンガポールE P A<sup>9</sup>の国会審議の際、W T OとF T A / E P Aの関係について「W T Oを中心とするレジームを補完する位置づけで両立するものと考えており、我が国として今後積極的にG A T Tと整合性のある形で推進していく必要がある」旨の見解を示した<sup>10</sup>。その上で、同協定の締結後、外務省は「日本のF T A戦略<sup>11</sup>」（2002年10月）を公表し、F T A / E P Aを締結するメリット、留意点、締結相手国の判断基準等を示した(図表1)。

図表1 F T A / E P Aを締結する主なメリット・留意点・判断基準の説明

メリットの説明	留意点の説明	判断基準の説明
<b>■経済上のメリット</b> <b>○貿易創造・市場拡大効果</b> ・関税・非関税措置の除去等による市場拡大 <b>○競争促進・経済活性化効果</b> ・効率的な産業構造への転換、構造改革の促進 <b>○競争条件の改善</b> ・F T A / E P Aの拡大による差別効果の減殺 <b>○ルールに基づく紛争処理</b> ・個々の経済問題の政治・外交問題化への最小化 <b>○制度の拡大・ハーモナイゼーション</b> ・近代的経済制度の世界全体への普及推進 <b>■政治外交上のメリット</b> <b>○経済外交政策の遂行上の戦略的柔軟性の確保</b> ・W T Oにおける交渉力の増大と交渉の加速化 <b>○経済的相互依存と政治的連携の強化</b> ・地政学的・経済的な相互依存関係の深化 <b>○グローバルな外交的影響力・利益の拡大</b> ・政治・外交上の国際的影響力・発言の強化	<b>■W T O整合性</b> ・G A T T第24条及びG A T S第5条との整合性の確保 ・W T O基準を引き下げたとの批判を受けない基準での自由化の達成 ・W T O交渉の進展状況の注視 <b>■国内産業への影響</b> ・国内産業への影響、国内の構造改革ビジョン等への配慮 <b>■適切な手段の選択</b> ・相手国の要望、対象品目・分野の重要性や競争条件等を踏まえた交渉の選択	<b>■経済的基準</b> ・相手国の経済規模や発展段階 ・貿易・経済関係深化への寄与度 <b>■地理的基準</b> ・地域の安定性強化への寄与度 <b>■政治外交的基準</b> ・友好関係強化への寄与度 <b>■現実的可能性基準</b> ・農林水産品等のセンシティブ品目の貿易割合 ・国内の要請 <b>■時間的基準</b> ・他国の交渉状況 ・交渉処理能力

(出所) 外務省「日本のF T A戦略」(2002年10月)に基づき作成

許容している(G A T T第24条及びサービスの貿易に関する一般協定(G A T S)第5条)。

<sup>8</sup> 通商産業省『2000年版通商白書』104～123頁、経済産業省『2001年版通商白書』159～175頁

<sup>9</sup> シンガポールとの協定が最初に締結された背景には、F T A / E P Aの締結が遅れていたアジアの中で、同国は自由貿易圏の拡大の必要性を認識し、各国に締結を強く働きかけていたことが背景にあったとされる(荻原陽子「日本・シンガポール自由貿易協定(F T A)と地域統合の進展」『東京三菱レビュー No. 4』(2001. 2. 1))。

<sup>10</sup> 第154回国会衆議院外務委員会議録第8号3頁(2002. 4. 10)。なお、F T A / E P Aの推進に関し、政府からは「日本の近隣諸国、特に東アジアにおいて、物だけではなく、人や技術、サービスも含めた経済連携を作っていくのが正しい戦略ではないかと考えている」旨の見解も示された(第154回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号6頁(2001. 5. 7))。

<sup>11</sup> 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku.html>>

この戦略においては、更なる貿易自由化を通じた追加的利益が大きい東アジア（中国、韓国、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア）や、我が国企業の経済的不利益を解消する手段として協定の必要性が高い地域（例：メキシコ、チリ）との締結の必要性等が具体的な検討課題として挙げられた。なお、主要貿易相手である米国や欧州連合（EU）との交渉については、東アジアとの協定締結後の長期的課題として位置付けられた。

こうした観点を踏まえ、我が国においては、東南アジア諸国連合（ASEAN）構成各国のほか、NAFTAにより我が国企業が不利な競争条件下に置かれていたメキシコ等との間における二国間EPA交渉が推進された。

### 3-2. 広域経済連携の締結に向けた取組

世界的にFTA/EPAの締結が加速する中、その量的拡大<sup>12</sup>と並行し、域内経済関係の更なる緊密化、商品・サービスの調達・生産・流通に至るサプライチェーン（供給網）の効率化・最適化等を目的として、約束内容の広範化・高度化に加え、複数の国・地域の間における「広域経済連携」（いわゆる「メガFTA/EPA」）が模索されるようになった<sup>13</sup>。

こうした動きは特に2010年以降、1997年にアジア通貨危機等を経験し、域内の経済協力の重要性が認識されていたアジア太平洋地域で顕著に見られ<sup>14</sup>、その代表格が「環太平洋パートナーシップ協定」（TPP<sup>15</sup>）、「TPPに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP<sup>16</sup>）、そしてRCEP<sup>17</sup>であった。なお、より開かれた地域協力を志向するアジア太平洋経済協力（APEC）の参加国・

---

<sup>12</sup> RTAの通知件数について、WTO発足直後の1996年は65件であったが、ドーハ・ラウンドの停滞が深刻化した2010年には321件に増加し、現在（2021年6月30日現在。以下同じ）、567件までに拡大している（WTOウェブサイト〈<http://rtais.wto.org/UI/charts.aspx>〉）。

<sup>13</sup> 小寺彰「広域化するEPA・FTA」『日本経済新聞』（2012.6.21）

<sup>14</sup> 大矢根聡編『FTA・TPPの政治学』（有斐閣、2016年）58～62頁

<sup>15</sup> アジア太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、豪州、NZ、マレーシア、ベトナム、シンガポール及びブルネイ）による協定。我が国は2017年1月20日に国内手続の完了を通報したが、同月30日に米国がTPPからの離脱を決定して以来、日米の国内承認・締結を不可欠とする協定の発効要件の充足の見通しは立っていない。

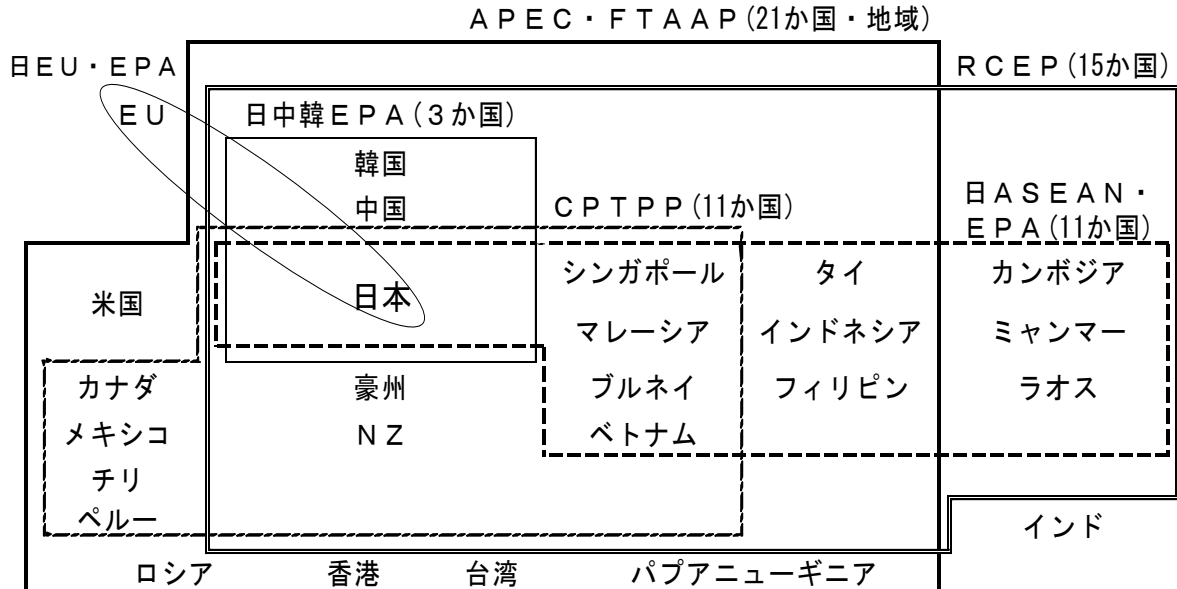
<sup>16</sup> 米国のTPP離脱後、同国以外のTPP署名11か国で策定された協定であり、一部を除きTPPの内容をそのまま踏襲している。2018年12月30日に発効し、現在、メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州及びベトナムの7か国が締結している。

<sup>17</sup> RCEPは、ASEANとそのFTA/EPAパートナー6か国（日中韓、豪州、NZ及びインド）の16か国の間で2013年に交渉が開始された。しかし、交渉が大詰めを迎えた2019年11月、インドが協定の内容等に不満を示し、交渉から離脱した。その後、交渉参加国の間でインドの交渉復帰に向けた働きかけが行われたものの、インドが交渉に復帰する向きになかったことから、インドを除く15か国の間において2020年11月15日に署名されるに至った。



地域の間では、これらの枠組みを基礎とし、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P<sup>18</sup>）の創設を目指す方針も打ち出されている（図表 2）。

図表 2 我が国を包有するメガ F T A / E P A の枠組みイメージ



(備考) 二国間 E P A 等の締結状況については、図表 5 参照。

(出所) 外務省資料に基づき作成

いずれの枠組みにも参加する我が国は 70%以上の F T A 比率の達成を K P I (成果目標)として掲げ、「新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的でバランスのとれた高いレベルの世界ルール作りの牽引者となることを目指す」との方針<sup>19</sup>の下、メガ F T A / E P A 交渉を主導している。

また、特に経済的インパクトの大きい E P A 等の締結に際しては、関税撤廃・削減等による効果、税関手続の円滑化・迅速化等の非関税措置による通関コストの縮減に加え、締結国・地域間の貿易・投資促進を通じた更なる波及効果等ももたらす経済効果や関税支払減少額等も試算・公表してきている（図表 3）。

<sup>18</sup> アジア太平洋地域において、関税や貿易制限措置を取り除くことにより、モノやサービスの自由な貿易や幅広い分野での経済上の連携の強化を目指す構想であり、2010 年 11 月の A P E C 首脳会議（横浜）において F T A A P の実現に向けた道筋が合意された。その実現に向け、2012 年に各国の能力構築を支援する、地域経済統合能力構築イニシアティブ（C B N I）枠組行動計画が立ち上げられており、我が国においてもこれまで A P E C 加盟国・地域における競争政策に係る能力構築のためのワークショップを開催してきている。

<sup>19</sup> 例えば、「革新的事業活動に関する実行計画」（2018 年 6 月 15 日閣議決定）141 頁<[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_keikaku.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_keikaku.pdf)>。

図表3 経済規模・経済効果・関税支払減少額の比較

		経済規模※1			経済効果・関税支払減少額※2
		人口	GDP	貿易額	
メガEPA	TPP (未発効)	約8.2億人 (約11%)	約28.8兆ドル (約38%)	約8.5兆ドル (約27%)	・GDP：約14兆円増(+約2.6%)、労働供給：約80万人増(+約1.3%) (2014年度水準換算) ・関税支払減少額 (2014年度実績に基づく試算) 初年：2,816億円、最終年：4,996億円
	CPTPP (発効済)	約4.9億人 (約7%)	約10.2兆ドル (約14%)	約4.9兆ドル (約15%)	・GDP：約8兆円増(+約1.5%)、労働供給：約46万人増(+約0.7%) (2016年度水準換算) ・関税支払減少額 (2016年度実績に基づく試算) 初年：1,865億円、最終年：3,145億円
	日EU・EPA (発効済)	約5.8億人 (約7%)	約20.7兆ドル (約24%)	約12.8兆ドル (約34%)	・GDP：約5兆円増(+約1%)、労働供給：約29万人増(+約0.5%) (2016年度水準換算) ・関税支払減少額 (2016年度実績に基づく試算) 初年：1,473億円、最終年：2,808億円
	RCEP (発効見込み)	約22.7億人 (約30%)	約25.8兆ドル (約29%)	約5.5兆ドル (約29%)	・GDP：約15兆円増(+約2.7%)、労働供給：約57万人増(+約0.8%) (2019年度水準換算) ・関税支払減少額 (2019年度実績に基づく試算) 初年：3,087億円、最終年：11,397億円
二国間協定	日米貿易協定 (発効済) ※3	約4.6億人 (約6%)	約25.9兆ドル (約31%)	約5.1兆ドル (約15%)	・GDP：約4兆円増(+約0.8%)、労働供給：約28万人増(+約0.4%) (2018年度水準換算) ・関税支払減少額 (2018年度実績に基づく試算) 初年：212億円、最終年：2,128億円
	日英EPA (発効済)	約2億人 (約3%)	約7.7兆ドル (約9%)	約2.3兆ドル (約7%)	・関税支払減少額 (2019年度実績に基づく試算) 初年：164億円、最終年：339億円

※1 人口・GDP・貿易額について、TPP及びCPTPPは2017年の統計値、日EU・EPA、RCEP、日米貿易協定及び日英EPAは2019年の統計値。括弧内は世界市場に占める割合を示す。

※2 経済効果及び関税支払減少額について、TPPは2015年12月、CPTPP及び日EU・EPA(英国を含む)は2018年2月、RCEPは2021年3月、日米貿易協定は2019年10月、日英EPAは2020年11月にそれぞれ政府試算が公表されている。なお、日米貿易協定の経済効果及び関税支払減少額(最終年)には、継続協議とされている自動車及び同部品の関税撤廃による効果が含まれている。

※3 物品関税の撤廃・削減等に係るルールのみを定めた貿易協定であり、他のEPAとは異なり、サービス貿易や投資等の他の分野のルールを規定していない。同協定について政府は「これまで我が国が結んできた包括的なFTAとは異なるもの」とし、EPAではない協定との位置付けに言及しつつも、WTO協定と整合的な協定である旨の立場を示している(第197回国会参議院予算委員会会議録第1号16頁(2018.11.5)、第200回国会衆議院農林水産委員会会議録第2号19~20頁(2019.10.24))。(出所) TPP等政府対策本部資料、外務省資料及び財務省資料等に基づき作成

## 4. 我が国のEPA等の概要

### 4-1. 我が国のFTA比率

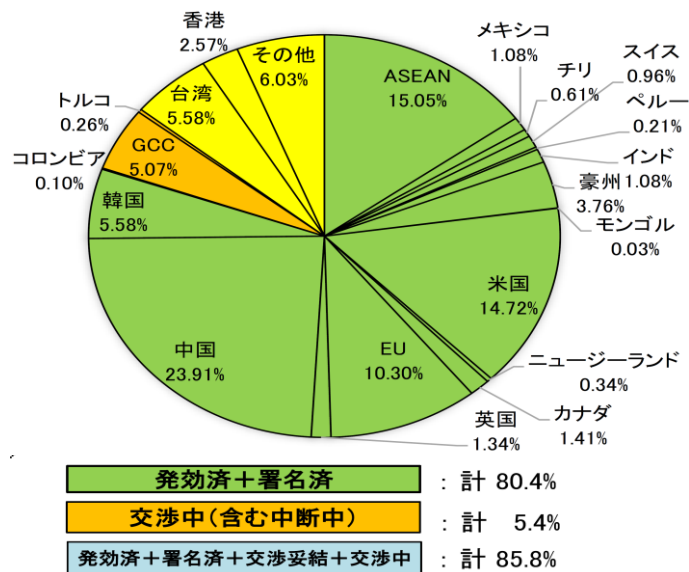
我が国は19件のEPA(22か国・1地域(EU)の間で適用)と日米貿易協定を締結している<sup>20</sup>。我が国のFTA比率は、米国やEU等の主要国・地域の水準<sup>21</sup>を上回る80.4%(日米貿易協定を含む場合)に達しており<sup>22</sup>、交渉中のEPA相手国を含めると85.8%に上る見込みとなっている(図表4)。

<sup>20</sup> 本稿で「EPA等」と記す場合、日米貿易協定が含まれることを意味することとする。なお、我が国のEPA等の適用対象国・地域については、経済産業省ウェブサイト<[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html)>を参照。

<sup>21</sup> 例えば、米国は48%、EUは33.3%、韓国は70.1%、中国は38.4%(2020年3月時点)。

<sup>22</sup> ただし、EPAを締結していない米国、及び現在未発効のRCEP以外にEPAを締結していない中国と韓国を除く発効済EPAの相手国に限った場合は36.2%にとどまる。

図表4 我が国の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合



※1 2021年3月公表の貿易統計(2020年1月-12月)に基づく割合である。  
 ※2 GCCは、アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール及びクウェートが参加する湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)を指す。交渉は現在中断している。  
 (出所) 外務省資料

#### 4-2. 我が国のEPA等の概要と活用上の決定要因

我が国が締結済みのEPA等においては、締約国間における物品関税の削減・撤廃等の約束及びその適用対象を特定するための原産地規則や税関手続の円滑化等の物品貿易に関するルールに加え、国境を越える投資・サービス貿易（自然人の移動を含む）の自由化・保護、知的財産の活用・保護、政府調達等の経済活動に関するルールが定められている。

EPA等により、関税撤廃・削減等を行う具体的な品目や規定されるルールの分野・内容、及びその水準は異なるが、基本的に概ね9割以上の関税撤廃<sup>23</sup>を相互に約束するとともに、WTO協定よりも自由化を進める規定や同協定に定めていない新たな分野（例：電子商取引、国有企業、労働、環境）のルールを含むものもある。また、締約国間の経済・開発水準の相違等を踏まえ、貿易自由化に向けた国内体制が不十分な国や中小企業を支援する規定を盛り込むものもある（図表5及び図表6）。

<sup>23</sup> 関税撤廃率の指標には貿易額ベースと品目数ベースとがあるが、本稿では政府公表のデータが揃う貿易額ベースの関税撤廃率を紹介する。なお、品目数ベースで見た場合、各国間で貿易額が多くはなく、かつセンシティブ品目が含まれる農林水産品の関税撤廃率が低くなる傾向にあり、その割合は貿易額ベースよりも若干低く算出される（我が国の場合8～9割程度となる）。



図表5 我が国のEPA等の関税撤廃率

	相手国・地域 (発効・改正・署名年月日)	関税撤廃率 ※1			相手国・地域 (発効・改正・署名年月日)	関税撤廃率 ※1		
		日本側	相手国側			日本側	相手国側	
二 国 間 E P A	ア ジ ア ・ 大 洋 州	シンガポール (2002/11/30発効) (2007/9/2改正)	約95%	100%	E U	スイス (2009/9/1発効)	約99%	約99%
		マレーシア (2006/7/13発効)	約94%	約99%		英国 (2021/1/1発効)	約94%	約99%
		タイ (2007/11/1発効)	約92%	約97%	メ ガ E P A	ASEAN (2008/12/1発効) (2020/8/1改正)	約93%	約90% ※3
		インドネシア (2008/7/1発効)	約93%	約90%		TPP (2015/2/4署名)	約95%	99%~100% ※4
		ブルネイ (2008/7/31発効)	約99%	約99%		CPTPP (2018/12/30発効)	約95%	99%~100% ※4
		フィリピン (2008/12/11発効)	約92%	約97%		EU (2019/2/5発効)	約94%	約99%
		ベトナム (2009/10/1発効)	約95%	約88%		RCEP (2020/11/15署名)	81%~88% ※5	83%~100% ※6
		インド (2011/8/1発効)	約97%	約90%				
		豪州 (2015/1/15発効)	約94%	約99%				
		モンゴル (2016/6/7発効)	100%	約96%				
米 国	日米貿易協定 (2020/1/1発効)	約84%	約92% ※2					
	中 南 米	メキシコ (2005/4/1発効) (2012/4/1改正)	約87%	約98%				
チリ (2007/9/3発効)		約91%	約99%					
ペルー (2012/3/1発効)		約99%	約99%					

(出所) 外務省資料及び経済産業省資料に基づき作成

※1 RCEPは品目数ベースで、それ以外は貿易額ベースでの関税撤廃率を示す。なお、関税撤廃率は、関税の引下げ等が全て終了する最終年の関税撤廃率を示す。  
 ※2 継続協議となった最大の対米輸出品目の自動車・自動車部品の関税撤廃を含む率。  
 ※3 ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマーについては他の加盟国と比べて関税撤廃・引下げの時期に差が設けられている。  
 ※4 メキシコのみ99%。  
 ※5 ASEAN10か国、豪州及びNZは88%、中国は86%、韓国は81%。  
 ※6 ASEAN10か国、豪州及びNZは86%~100%、中国は86%、韓国は83%。

図表6 我が国のEPAに含まれる分野 (例: CPTPPの章立てイメージ)

(1) 冒頭・一般的定義	(11) 金融サービス	(21) 協力・能力開発
(2) 物品貿易	(12) ビジネス関係者の入国	(22) ビジネスの円滑化
(3) 原産地規則	(13) 電気通信サービス	(23) 開発
(4) 繊維・繊維製品	(14) 電子商取引	(24) 中小企業
(5) 税関手続・貿易円滑化	(15) 政府調達	(25) 規制の整合性
(6) 貿易上の救済	(16) 競争政策	(26) 透明性・腐敗防止
(7) 衛生植物検疫措置(SPS)	(17) 国有企業・指定独占企業	(27) 運用・制度的事項
(8) 貿易の技術的障害(TBT)	(18) 知的財産	(28) 紛争解決
(9) 投資	(19) 労働	(29) 例外
(10) サービス貿易	(20) 環境	(30) 最終規定

(出所) 外務省資料を基に作成

こうした多種多様な規定は、企業の海外経済活動に様々なメリットをもたらすものであるが、我が国企業がその活用を選択する主な動機としているのがE

P Aを通じた関税負担の軽減であるとされている<sup>24</sup>。すなわち、我が国企業にとってE P A等の活用は、輸出面においては、輸出先国に対する関税支払額の減少等を通じ、また、輸入面においては、材料等の調達コストの削減等を通じ、それぞれ締約国間における海外ビジネスの拡大及びE P A等域内貿易圏を軸としたサプライチェーンの効率化・最適化等を図るための手段となっている<sup>25</sup>。

## 5. 総合的なT P P等関連政策大綱に基づく主な支援策

これまで政府においては、攻め（輸出）と守り（輸入）の両面における支援方針を明記した「総合的なT P P等関連政策大綱<sup>26</sup>」（2015年10月策定・2020年12月最終改訂、以下「T P P等大綱」という。）に基づき、E P A等の活用支援を含む各種の支援措置を実施している。2020年12月に改訂されたT P P等大綱においては、例えば攻めの観点について、E P A等の活用に必要な情報の提供・相談体制の整備、製品開発・販路開拓の支援等を内容とする「輸出促進・海外進出支援」、イノベーション促進・生産性の向上、地域経済の活性化等を内容とする「国内産業の競争力強化・進化」の2つの視点を軸とした支援方針が示されている（図表7）。

T P P等大綱の進捗評価については、各支援項目について一定の成果目標を目安として設定する形で進捗が管理されており、2018年12月にはT P P等大綱（2017年11月改訂）のフォローアップとして、全体として成果目標の達成に向けて進捗している旨の評価を記した成果報告<sup>27</sup>が公表されている。

---

<sup>24</sup> この点について、例えば、日本貿易振興機構（ジェトロ）が実施した「2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によれば、E P Aを利用等した企業の約半数がE P A等を通じて5%未満の関税差（一般関税率（W T O譲許税率又は国定税率のいずれか低い方の税率）とE P A関税率の差）が生じれば、その利用を決断・検討すると回答している。

<sup>25</sup> 関税面のメリットのほか、投資・サービスの自由化・保護を始めとする広範なルールの特典についても、海外におけるビジネス・経済活動の円滑化・迅速化等に資するとともに、当該ルールに違反する事態が生じた場合について、進出先国内の裁判所への問題提起とは別途に、協定に基づく紛争解決手段を利用できることとなる点において、我が国企業の海外ビジネスの後押しにつながるものとなる（E P A等の各種ルールがもたらすメリット等については、T P P等政府対策本部ウェブサイト<[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151224\\_tpp\\_merritt01.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151224_tpp_merritt01.pdf)>、根津奈緒美「協定の着目点とメリット」『ジェトロ地域・分析レポート』（2018.2.14）を参照）。

<sup>26</sup> 当該大綱の策定・改訂経緯や内容等については、内閣官房T P P等政府対策本部ウェブサイト<<https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/taiko/torikumihonbu/>>を参照。

<sup>27</sup> 内閣官房T P P等政府対策本部ウェブサイト<[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2018/pdf/20181227\\_tpp\\_taikoforow.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2018/pdf/20181227_tpp_taikoforow.pdf)>

図表7 TPP等大綱（2020年12月最終改訂）の主な支援方針（抜粋）

<b>◆輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込み</b>	
<b>○きめ細やかな情報提供及び相談体制の充実</b>	
TPP等の普及・啓発	セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査で満足度80%以上を目指すとの目標達成に向け、WEBセミナーを含む説明会の開催、パンフレットや解説書の配布、実践的な知識普及を図るE-learnigの提供等を実施する。
中堅・中小企業等のための相談体制の充実	相談窓口利用者等へのアンケート調査で満足度80%以上を目指すとの目標達成に向け、各支援機関を通じた専門家による個別企業に即した相談対応、税関における原産地規則に関する輸出入者からの照会への対応等の充実化を図る。
<b>○新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援</b>	
中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化	2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指す、総合的支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す等の目標達成に向け、「新輸出大国コンソーシアム」(*)を通じた海外企業とのマッチングやEC活用を含む製品開発や販路開拓支援等の総合的支援等を実施する。
コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進	放送コンテンツの海外販売作品数を2025年度までに5,000本に増加させるとの目標達成に向け、クールジャパン戦略の推進等を通じた対日理解促進、協定相手国における模倣品・海賊版対策等の知的財産保護水準の向上等を支援する。
農林水産物・食品輸出の戦略的推進	2030年の農林水産物・食品の輸出額5兆円を目指すとの目標達成に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020年12月策定)の下、官民一体での販売力等の強化、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開等を支援する。
インフラシステムの海外展開支援	2030年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指すとの目標達成に向け、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画など官民一体で競争力の強化等を図る。
デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境整備	ビジネスの安定性・継続性を維持・効率化を図る強靱なサプライチェーンの構築に向け、原産地証明書等のデジタル化を含むビジネス環境の整備、TPP等の参加国における制度構築や人材育成等の協力・能力開発等を支援する。
<b>◆TPP等を通じた国内産業の競争力強化・進化</b>	
<b>○TPP等を通じた国内産業のデジタル化・生産性向上</b>	
イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進	革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する等の目標達成に向け、IoTやAI、ロボット等の分野や革新的な技術開発等に必要設備・技術・人材への投資、規制改革、デジタル技術の活用等を推進するほか、スタートアップ企業等とアジア新興国等の連携促進による新事業創出等を支援する。
<b>○TPP等を通じた対内投資活性化の促進</b>	
地域への対内投資活性化等を通じた対内投資の拡大	2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増すると目標達成に向け、外国企業と中小企業のマッチング支援、外国企業の研究開発部門の国内誘致等を通じた投資や人材を呼び込む体制・拠点の整備等を実施する。
<b>○TPP等を通じた地域経済の活性化の促進</b>	
地域に関する情報発信	訪日外国人旅行者数及び訪日外国人旅行消費額を2020年に4,000万人・8兆円、2030年に6,000万人・15兆円とするとの目標達成に向け、食・食文化をテーマとした観光プロモーション、農業体験等の滞在コンテンツの磨き上げ等を支援する。
地域リソースの結集・ブランド化	地域の産品、技術、企業等の連携、地理的表示(GI)等を活用しつつ、新事業の創出や海外展開の拡大等を促進する。
中堅・中小企業やサービス産業等の高付加価値化	2020年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にするとの目標達成に向け、サービス産業の生産性向上、中小企業・小規模事業等のIoT活用等によるフロンティア創出、デジタル技術を活用した新たなビジネスの開発等を支援する。

※政府関係機関、地方自治体、商工会議所、地域金融機関等の1,125機関が参加している(2021年4月時点)。海外展開を目指す企業は、コンソーシアム参加機関から製品開発から販路開拓まで海外展開フェーズに即したハンズオン支援や個別課題に対応したスポット支援を受けることができる。  
(出所) 内閣官房TPP等政府対策本部資料に基づき作成

例えば、経済産業省におけるTPP等大綱に関連する最近の主な海外展開支援としては、ジェットロによる「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用した情報提供・相談体制の拡充、中堅・中小企業による越境EC活用や製品開発・販路開拓に向けた支援等が実施されている(図表8)。

図表8 T P P等大綱に関連する経済産業省の主な海外展開支援予算

<p><b>■令和3年度当初予算における主な予算措置</b></p> <p>○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金【252.9億円】 →「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用した中小企業等に対する一層のハンズオン支援の提供、T P P等の普及・啓発、越境E Cの活用促進等を通じた日本企業の海外販売・商品開発戦略への支援、新興国企業等と日本企業等の協業・連携によるD Xやオープンイノベーション創出への支援等を実施する。</p> <p>○現地進出支援強化事業【12.2億円】 →海外市場や現地の規制・税制度等のタイムリーな情報収集・提供、海外展示会出展・オンライン商談会等を通じた中小企業等の商談機会の創出・成約までのフォロー等を実施する。</p> <p>○コンテンツ海外展開促進事業【9.6億円】 →日本のクリエイターと海外のバイヤー等のビジネスマッチングによるコンテンツの発信・流通強化、コンテンツ産業振興・制度に係る政府間連携を通じた環境整備等を実施する。</p> <p>○J A P A Nブランド育成支援等事業【8億円】 →海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や当該中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者等に対して、それらの取組に係る費用の一部を補助する。</p> <p>○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【40.9億円】 →中小企業や小規模事業者の様々な経営課題に対応する、よろず支援拠点事業等を実施する。</p> <p>○中小企業・小規模事業者人材対策事業【10.5億円】 →中小企業や小規模事業者の自律的・能動的な海外ビジネスへの挑戦に向け、海外展開戦略に係る実践的スキルの習得を図る「中小企業海外ビジネス人材育成支援事業」等を実施する。</p>
<p><b>■令和2年度第3次補正予算における主な予算措置</b></p> <p>○中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業【32.9億円】 →新たに海外展開に取り組む企業の販路開拓へのサポート、越境E C市場を通じた海外展開支援、E P A活用促進のための情報提供・相談体制の強化等を実施する。</p> <p>○コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業【54.5億円】 →コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーション、海外向けコンテンツ制作に資する人材育成支援、デジタル技術による産業構造の強靱化・重層化等を支援する。</p> <p>○アジアD X等新規事業創造支援事業【6.6億円】 →日系企業と新興国企業等とが連携し、デジタル技術を活用してアジアの社会課題を解決するサービスや商品開発への取組の促進、アジアの新興国の事業環境の整備等を支援する。</p>

(備考) 上表の予算措置は、経済産業省の令和3年度当初予算及び令和2年度第3次補正予算におけるT P P等大綱に関連すると思われる主なものを抜粋したものであり、全てを網羅したものではない。  
(出所) 経済産業省資料に基づき作成

## 6. 我が国企業によるE P A等の活用概況

我が国のE P A等是我が国企業にどの程度活用されているのだろうか。我が国企業のE P A等の活用状況について、輸出時（活用主体は我が国に拠点を置く企業）においては、①経済産業省公表の「特定原産地証明書の発給件数」や②ジェトロ公表の「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」が、また、輸入時（活用主体はE P A等締結国・地域に拠点を置く企業）においては、③財務省公表の貿易統計「経済連携協定別時系列表」が、それぞれ活用状況を把握・分析し得る主な指標となっている<sup>28</sup>。さらに、④ジェトロ公表の「海外進出日系企業実態調査」では、世界の各地域に進出している海外進出日系企業の

<sup>28</sup> 例えば、中田一良「利用状況から見えてくるE P Aにおける今後の課題」『三菱U F Jリサーチコンサルティングレポート』（2016. 11. 29）、藤森陽子「複数のF T A/E P Aが存在する場合の選択のポイント」『貿易と関税』（2020. 10）。なお、我が国に拠点を置く企業にはE P A等締結国・地域の企業を含む外国企業が含まれ、また、E P A等締結国・地域に拠点を置く企業には我が国企業の海外現地法人（海外進出日系企業）も含まれている。



輸出入時におけるEPA等の活用状況が報告されている。ただし、いずれの指標においても、その内容や調査対象・手法等に一定の制約が設けられていることから、詳細な状況把握・分析に限界があることに留意する必要がある。

以下、上記①～④の指標により取得可能な情報に基づき、様々な視点から、我が国企業によるEPA等の活用状況を概説する。

#### 6-1. 特定原産地証明書の発給件数（輸出時における活用状況）

EPA等には、第三国（EPA等域外国・地域）からの迂回輸入を防止することを目的として、輸出品がEPA等譲許税率の適用対象であることを証明するための原産地証明制度が規定されている（原産地規則については7-3.参照）。この制度は、輸出者がEPA等譲許税率の適用に際して、①経済産業大臣が指定した指定発給機関（日本商工会議所）に証明を受ける「第三者証明制度」（第一種特定原産地証明書<sup>29</sup>）、②経済産業大臣の認定を受けた輸出者自らが証明する「認定輸出者制度<sup>30</sup>」（第二種特定原産地証明書）、③輸出者や生産者等が自ら証明する「自己申告制度<sup>31</sup>」（原産品申告書）のいずれかに基づき、輸出品の原産地（国籍）を証明するものである。このうち①については、経済産業省が第一種特定原産地証明書の発給状況を公表しており、これに基づき我が国企業の輸出時における各EPAの活用状況を把握することが可能となっている<sup>32</sup>。

我が国企業のEPA締約国・地域向けの輸出の際に発給される第一種原産地証明書の件数は、2005年以降2018年までは全体的に発給件数は増加傾向にあったが、2019年以降は米国のトランプ政権の対中追加関税措置に起因する米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対外輸出の減少等により、発給件数は減少傾向にある（図表9）。協定別では、日タイEPA（2007年11月発効）に基づく発給件数が最大となっており、次いで日インドネシアEPA

<sup>29</sup> CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPAを除く15の発効済EPA等とRCEP（未発効）で採用されている（詳細は、経済産業省ウェブサイト<[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/epalink.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/epalink.html)>を参照）。

<sup>30</sup> メキシコ、スイス及びペルーとの二国間EPAにおいて採用されており、認定基準として第一種特定原産地証明書の発給を定期的（半年で8回以上）に受けていること等が設定されている（詳細は、経済産業省ウェブサイト<[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-7](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html#q-7)>を参照）。

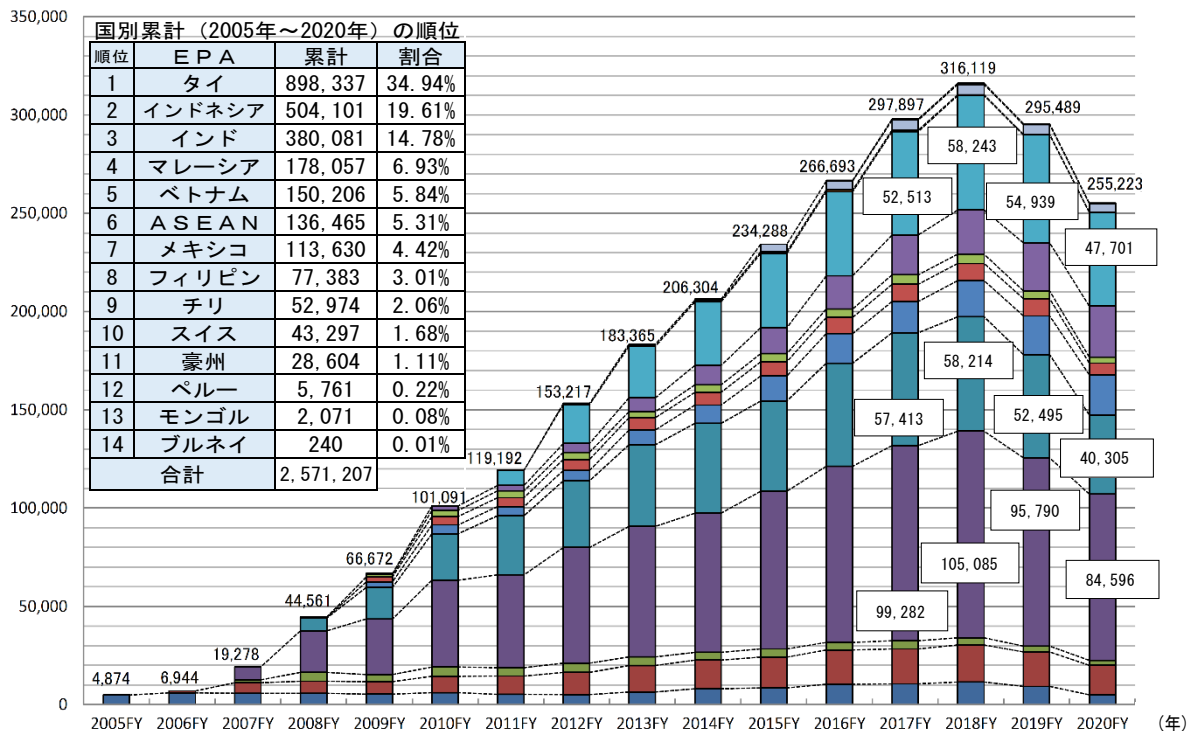
<sup>31</sup> それぞれ条件は異なるが、日豪EPA、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP（未発効）で採用されている（詳細は、財務省ウェブサイト<<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>>を参照）。

<sup>32</sup> 経済産業省ウェブサイト<[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/coo.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/coo.html)>。ただし、当該情報では、協定別の発給件数のみが公表されており、具体的な輸出額や輸出品目は確認できない。このため、発給件数の増減とEPA締結国への輸出総額の増減との関係に言及できるものではないことに留意する必要がある。



(2008年7月発効)、日インドEPA(2011年8月発効)の順に発給件数が多くなっており、当該3か国へのEPAに基づく発給件数は、全体の約7割(タイ:約35%、インドネシア:約20%、インド:約15%)を占める水準にある。

(件) 図表9 EPA別の第一種原産地証明書の発給件数の推移



(備考) ・各棒グラフについて、上から順に、豪州(■)、インド(■)、ベトナム(■)、スイス(■)、フィリピン(■)、ASEAN(■)、インドネシア(■)、タイ(■)、チリ(■)、マレーシア(■)、メキシコ(■)となっている。なお、上図のうち、モンゴル、ペルー及びブルネイ向けの輸出に対する発給件数は、各年度数十～数百件程度で推移している。  
 ・シンガポールとのEPAも第三者証明制度を規定しているが、日本商工会議所ではなく、全国各地の商工会議所が発給する特惠原産地証明書であるため、当該集計から除かれている。

(出所) 経済産業省資料を加工・改編して作成

## 6-2. 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(輸出時における活用状況)

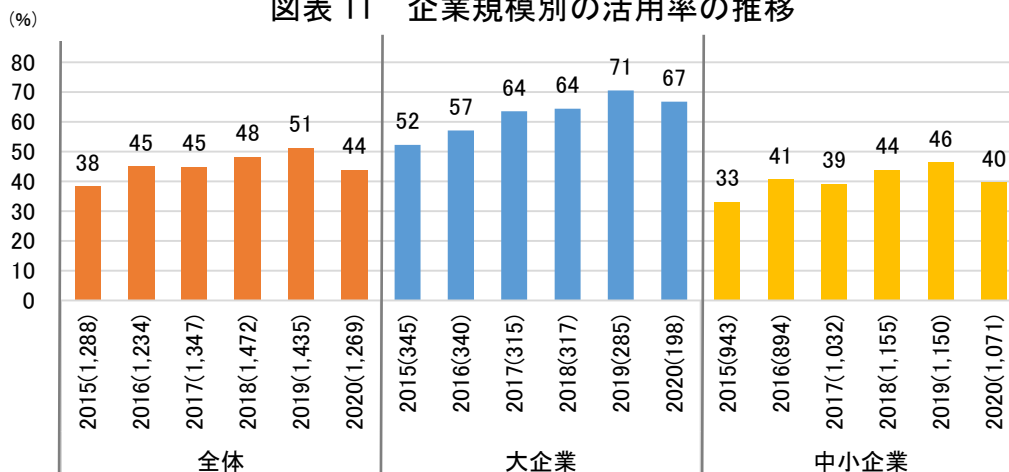
ジェトロが海外ビジネスを行う我が国企業を対象に実施している「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」においては、我が国に拠点を置く企業の輸出時におけるEPA等の活用状況等が報告されている<sup>33</sup>。以下では、EPA等締結国・地域ごとに輸出企業数等が異なることを踏まえ、当該調査における輸出時のEPA等活用率<sup>34</sup>を参照・比較しながら活用状況を紹介する。

<sup>33</sup> 各年度の調査は、ジェトロウェブサイト<[https://www.jetro.go.jp/world/business\\_environment/honsha.html](https://www.jetro.go.jp/world/business_environment/honsha.html)>に公表されている。

<sup>34</sup> EPA等活用率は、①二国間・複数国間EPA等に基づく関税率を活用していると回答した企業数を②EPA等締結国・地域に輸出を行う企業数で除して算出されている。ただし、②は各国に輸出を行う全企業を調査対象としているわけではないことに留意する必要がある。



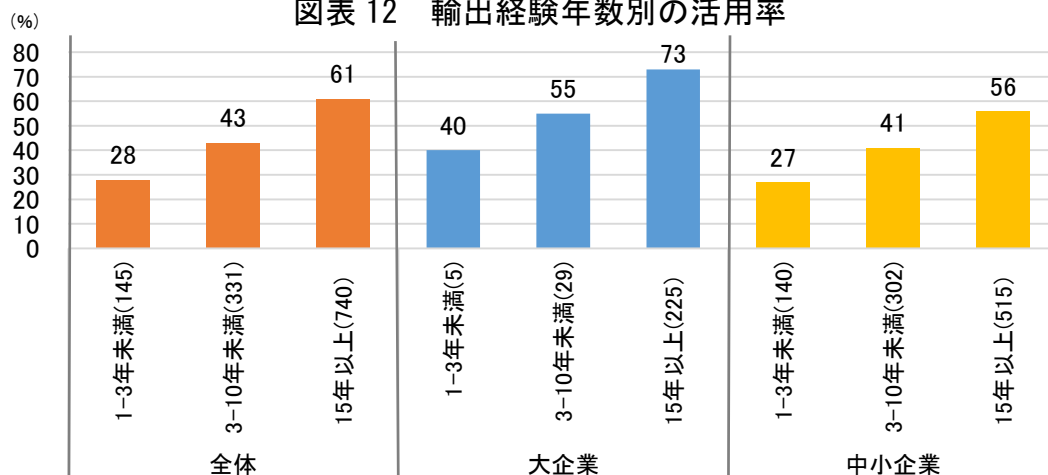
図表 11 企業規模別の活用率の推移



(備考)・横軸(年度)について、括弧内は、各年度の二国間・複数国間EPA等の活用企業数を含むEPA等締結国・地域に輸出を行っている全企業数を示す(2019年度調査のみ、一般関税率が無税又はEPA以外の関税減免制度を利用している企業が除かれている)。  
 ・中小企業は、製造業は資本金3億円以下又は従業員数300人以下、卸売業は資本金1億円以下又は従業員数100人以下、小売業は資本金5千万円以下又は従業員数100人以下、サービス業は資本金5千万円以下又は従業員数100人以下の企業をそれぞれ指す。大企業は各業種いずれも中小企業以外の企業としている。  
 (出所) 各年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」に基づき作成

一方、輸出経験年数別に見た場合では、輸出経験年数が高い企業、すなわち輸出に慣れた企業であるほど活用率が高いことが報告されている(図表12)。この点を踏まえ、EPA等は基本的な貿易実務を押さえた上で検討される、いわば一歩先のツールとして捉えられている可能性がある」と指摘されている<sup>35</sup>。

図表 12 輸出経験年数別の活用率

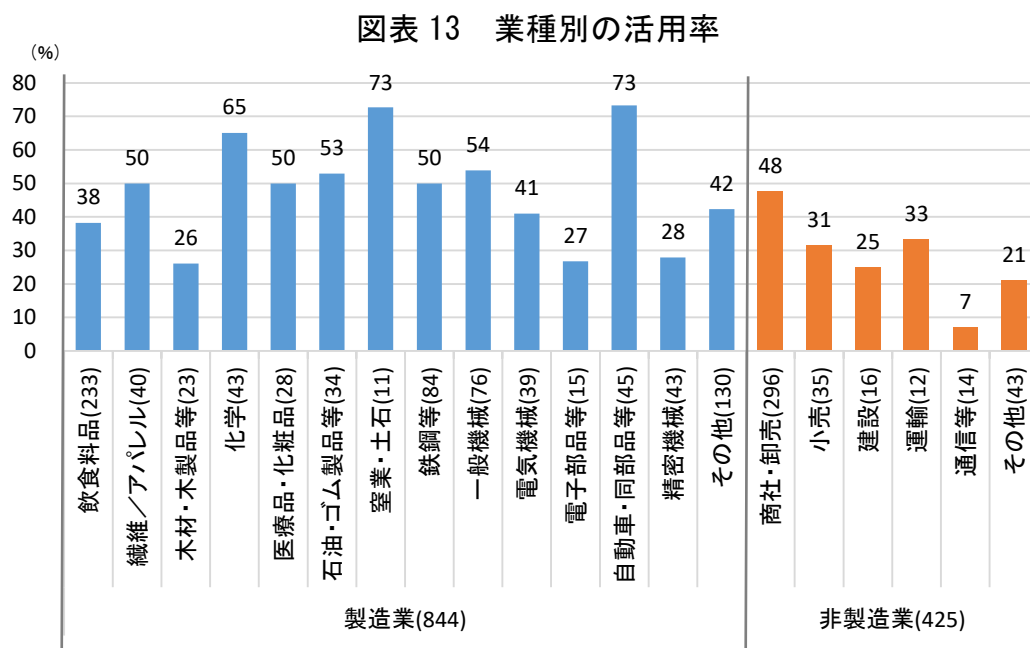


(備考)・横軸(輸出経験年数)について、括弧内は、EPA等締結国・地域に輸出を行う企業の中で、輸出経験年数を回答した企業数から、「一般関税率が無税又はEPA以外の関税減免制度を利用している企業」を除いた企業数。  
 ・中小企業及び大企業の条件は図表11と同じ  
 (出所) 「2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2020年2月)に基づき作成

<sup>35</sup> 吾郷伊都子「2社に1社が輸出時にFTA使う、中小企業は利用に伸びしろ」『ジェトロ地域・分析レポート』(2020.4.3)

### (3) 業種別の活用状況

業種別の活用率を見ると、製造業（図表 13 の青の棒グラフ）では、自動車・同部品等、窯業・土石、化学等で、非製造業（図表 13 のオレンジの棒グラフ）では、商社・卸売、運輸等で、それぞれ活用率が高くなっている。



(備考)・横軸（業種区分）について、括弧内は、二国間・複数国間EPA等の活用企業数を含むEPA等締結国・地域に輸出を行っている全企業数を示す。

(出所)「2020年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2021年2月)に基づき作成

### 6-3. 貿易統計「経済連携協定別時系列表」(輸入時における活用状況)

財務省は2012年以降、発効済EPA等を活用した輸入額を公表している<sup>36</sup>。輸入面においてEPA等譲許税率を活用する直接的な主体は、EPA等締結相手国・地域に拠点を置く企業（海外進出日系企業を含む）となる。

#### (1) 国・地域別の活用状況

2020年のEPA等譲許税率の適用を受けた輸入額は約5兆9,820億円（活用率18%）となっている。2012年以降、輸入時の活用率は全体として上昇傾向にあるものの、2割に満たない水準が続いている。国・地域別に見た場合、特にNZ（57.5%）、ベトナム（36.6%）、インド（31.4%）に加え、協定発効後間もないEU（19.8%）の活用が進んでいる状況が見受けられるが、貿易総額に

<sup>36</sup> 各年の調査は、財務省ウェブサイト<<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/toukei/index.htm>>に公表されている。

占める割合の高い米国（8.5%）の活用率は低調な滑り出しにある（図表 14）。

図表 14 E P A 等譲許税率の適用を受けた輸入額と総輸入額に占める割合

国・地域		上段：輸入額（億円）、下段：総輸入額に占める割合（活用率（%））									
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
アジア・大洋州	ASEAN	シンガポール	421	476	474	463	361	433	515	572	533
			6.0%	6.5%	5.7%	4.8%	4.5%	4.5%	4.8%	6.7%	5.8%
		マレーシア	2,356	2,635	2,998	2,961	2,573	2,873	2,992	2,818	2,429
			9.0%	9.1%	9.7%	11.4%	13.7%	13.3%	14.3%	14.6%	14.3%
		タイ	4,898	5,615	6,247	6,889	6,328	7,138	7,960	7,695	6,684
			26.0%	26.1%	27.2%	27.9%	28.9%	28.0%	28.7%	27.8%	26.3%
		インドネシア	2,378	3,125	3,414	3,730	3,548	3,845	4,599	4,309	3,865
			9.2%	11.1%	12.6%	15.6%	17.8%	17.2%	19.3%	21.7%	23.4%
		ブルネイ	0.04	0.2	1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	0.04
			0.001%	0.004%	0.02%	0.01%	0.03%	0.02%	0.008%	0.004%	0.002%
	フィリピン	1,758	2,192	2,418	2,574	2,634	2,736	2,835	2,888	2,468	
		23.6%	24.3%	22.5%	24.0%	26.8%	25.0%	24.6%	25.0%	24.7%	
	ベトナム	2,724	3,854	4,847	6,054	6,302	7,112	8,166	9,183	8,620	
		22.6%	27.7%	29.7%	33.0%	35.7%	34.2%	35.0%	37.5%	36.6%	
		カンボジア	13	42	105	132	100	120	151	160	164
		4.0%	7.4%	12.9%	11.3%	7.6%	8.5%	8.5%	8.5%	9.5%	
	ラオス	7	10	9	12	17	16	15	19	16	
		7.1%	9.5%	7.4%	10.2%	13.6%	9.5%	8.7%	11.0%	11.6%	
	ミャンマー	7	11	33	45	44	55	80	101	96	
		1.3%	1.5%	3.6%	4.3%	4.3%	4.6%	5.7%	6.5%	6.9%	
	大洋州	豪州	-	-	-	2,848	3,012	3,450	3,638	3,865	3,496
			-	-	-	6.8%	9.1%	7.9%	7.2%	7.8%	9.1%
		NZ	-	-	-	-	-	-	1,515	1,533	
			-	-	-	-	-	-	51.9%	57.5%	
	その他	インド	1,042	1,367	1,565	1,623	1,423	1,581	1,759	1,845	1,582
			18.7%	19.8%	21.2%	27.6%	27.9%	26.4%	29.0%	31.5%	31.4%
		モンゴル	-	-	-	-	6	11	17	12	4
			-	-	-	-	31.6%	25.6%	47.2%	50.0%	25.0%
北米	米国 （※日米貿易協定）		-	-	-	-	-	-	-	-	6,288
			-	-	-	-	-	-	-	-	8.5%
	カナダ	-	-	-	-	-	-	-	2,881	2,766	
			-	-	-	-	-	-	22.4%	24.0%	
中南米	メキシコ		684	834	1,052	1,227	1,169	1,240	1,266	1,475	1,363
			19.5%	20.2%	23.2%	21.3%	18.7%	19.1%	18.1%	22.9%	23.5%
	チリ		1,576	1,567	1,851	1,734	1,570	1,917	1,877	2,056	1,814
			21.2%	20.2%	21.5%	23.9%	26.6%	26.1%	23.5%	28.3%	25.2%
ペルー	79	116	134	130	143	144	154	190	188		
		3.5%	4.6%	7.2%	8.7%	9.8%	6.2%	5.9%	7.1%	7.8%	
欧州	スイス		333	401	476	540	488	523	528	533	504
			5.1%	5.6%	6.2%	6.0%	5.9%	6.0%	6.2%	6.0%	6.3%
	EU （※英国を含む）	-	-	-	-	-	-	-	13,197	15,407	
		-	-	-	-	-	-	-	13.6%	19.8%	
<b>E P A 等輸入額合計</b>			18,276	22,245	25,624	30,962	29,719	33,194	36,552	55,314	59,820
			14%	16%	17%	16%	18%	17%	18%	18%	18%

（備考）・データが取得可能な 2012 年以降の二国間・複数国間 E P A 等締結相手国・地域からの輸入額（各年 1 月～12 月末の輸入額（2012 年～2019 年は確定値、2020 年は確々報値））の推移を示す。

・活用率は、E P A 等輸入額／輸入総額で算出している。

（出所）財務省貿易統計（各年の経済連携協定別時系列表及び国別輸入総額表）を基に作成



## (2) E P A 別の活用状況

我が国は、図表 15 に示した国との間においては、二国間 E P A と複数国間 E P A の双方を発効済みである。各国との間における E P A 別の活用状況については、基本的には発効日が早い二国間 E P A がより多く活用される傾向にある。他方、ベトナムにおいては日 A S E A N ・ E P A が同国との二国間 E P A よりも多く活用されており、また、近年は豪州やメキシコ等においても、C P T P P が各国との二国間 E P A よりも活用されている。

図表 15 各国との間における二国間 E P A と複数国間 E P A の活用状況

	上段：二国間 E P A による輸入額(億円)、中段：複数国間 E P A における輸入額(億円)									
	E P A	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
シンガポール	二国間	342	371	351	286	244	280	327	275	232
	複数国間	79	105	123	177	117	153	188	297	301
	(輸入総額)	421	476	474	463	361	433	515	572	533
マレーシア	二国間	1,888	1,766	1,941	1,886	1,711	1,858	1,995	1,870	1,626
	複数国間	468	869	1,057	1,075	862	1,015	997	948	803
	(輸入総額)	2,356	2,635	2,998	2,961	2,573	2,873	2,992	2,818	2,429
タイ	二国間	4,857	5,527	6,120	6,698	6,106	6,878	7,599	7,265	6,338
	複数国間	41	88	127	191	222	260	361	430	346
	(輸入総額)	4,898	5,615	6,247	6,889	6,328	7,138	7,960	7,695	6,684
インドネシア	二国間	2,378	3,125	3,414	3,730	3,548	3,845	4,074	3,692	3,354
	複数国間	0	0	0	0	0	0	525	617	511
	(輸入総額)	2,378	3,125	3,414	3,730	3,548	3,845	4,599	4,309	3,865
ブルネイ	二国間	0.04	0.2	1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	0.04
	複数国間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(輸入総額)	0.04	0.2	1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	0.04
フィリピン	二国間	1,757	2,180	2,376	2,516	2,554	2,653	2,761	2,818	2,399
	複数国間	1	12	42	58	80	83	74	70	69
	(輸入総額)	1,758	2,192	2,418	2,574	2,634	2,736	2,835	2,888	2,468
ベトナム	二国間	623	861	1,135	1,305	1,187	1,426	1,613	1,672	1,538
	複数国間	2,101	2,993	3,712	4,749	5,115	5,686	6,553	7,511	7,082
	(輸入総額)	2,724	3,854	4,847	6,054	6,302	7,112	8,166	9,183	8,620
豪州	二国間	-	-	-	2,848	3,012	3,450	3,638	1,309	1,147
	複数国間	-	-	-	0	0	0	2,556	2,349	
	(輸入総額)	-	-	-	2,848	3,012	3,450	3,638	3,865	3,496
メキシコ	二国間	684	834	1,052	1,227	1,169	1,240	1,266	678	521
	複数国間	-	-	-	-	-	-	-	797	842
	(輸入総額)	-	-	-	-	-	-	-	1,475	1,363

(備考)・図中のデータの条件は図表 14 と同じ。

- ・複数国間 E P A : ①マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピンは日 A S E A N ・ E P A (2012 年 1 月発効、インドネシアのみ 2018 年 3 月発効)、②シンガポール、ベトナムは日 A S E A N ・ E P A、C P T P P (2018 年 12 月発効)、③豪州、メキシコは C P T P P。
- ・シンガポール、ベトナムの 2019 年及び 2020 年の複数国間 E P A の輸入額には C P T P P (シンガポール (2019 年: 127 億円、2020 年: 144 億円)、ベトナム (2019 年: 337 億円、2020 年: 483 億円)) に基づくものが含まれている。

(出所) 財務省貿易統計 (各年の経済連携協定別時系列表) を基に作成

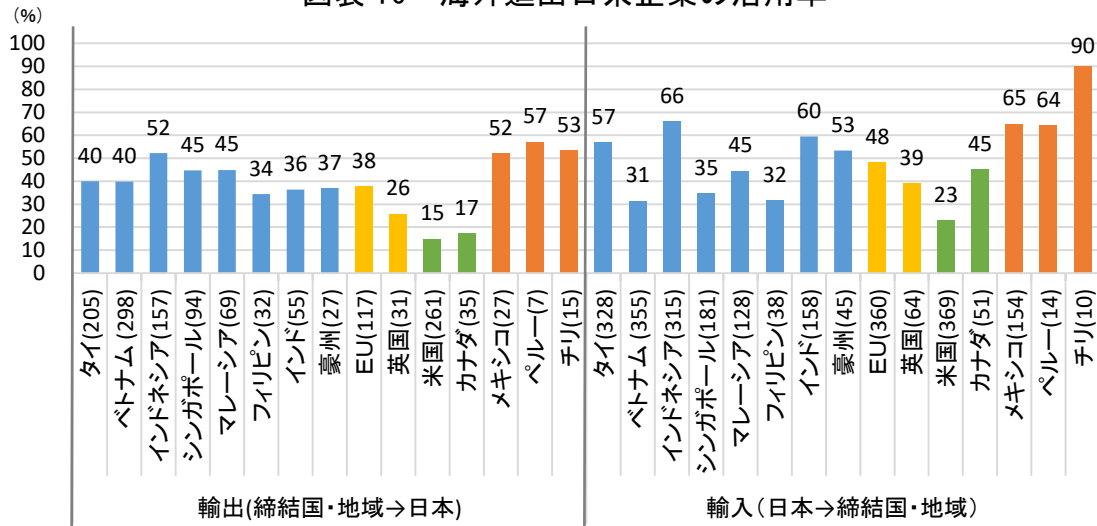
## 6-4. 海外進出日系企業実態調査 (海外進出日系企業の輸出入時の活用状況)

ジェトロが実施している「日系企業活動実態調査」においては、各地域の海

外進出日系企業による輸出入時におけるE P A等活用率が報告されている<sup>37</sup>。

例えば、2020年度調査の各地域における我が国とのE P A等活用率を見ると、輸出入を行う海外進出日系企業が比較的多いASEANでは3～6割程度の水準にあるが、米国においては2割前後の水準にとどまっている。なお、全体的に輸入時(我が国から見た場合は輸出時)の活用率が高くなっている(図表16)。

図表16 海外進出日系企業の活用率



(備考)・地域について、青はアジア・オセアニア、黄色は欧州、緑は北米、オレンジは中南米を示す。  
・横軸(E P A等締結国・地域)について、括弧内は、二国間・複数国間E P A等の活用企業数を含むE P A等締結国・地域に輸出を行っている全企業数を示す。

(出所) 各地域の「2020年度海外進出日系企業実態調査」(2020年12月)に基づき作成

## 7. E P A等が活用されないケースと活用促進に向けた取組・支援

### 7-1. E P A等が活用されない3つのケース

E P A等が活用されない要因は何であろうか。この点に関して、ジェトロによる「2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2020年2月)<sup>38</sup>では、E P A等締結国・地域に輸出を行うが輸出時にE P A等を活用していない企業を対象とし、また、日本関税協会による「経済連携協定(E P A)に利用に係るアンケート調査」(2021年3月)<sup>39</sup>では、輸出入時にE P A等を活用した経験がない企業を対象とし、それぞれE P A等を活用していない理由や

<sup>37</sup> 各年度の調査では、ジェトロウェブサイト<[https://www.jetro.go.jp/world/business\\_environment/genchihoujin.html](https://www.jetro.go.jp/world/business_environment/genchihoujin.html)>に公表されている。

<sup>38</sup> ジェトロウェブサイト<[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/1057c5cfeec3a1ee/20190037.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/1057c5cfeec3a1ee/20190037.pdf)>。なお、2019年度調査は、E P A等締結国・地域に輸出を行うがE P A等を活用していない企業に対する最新のアンケート結果である。

<sup>39</sup> 日本関税協会ウェブサイト<[https://www.kanzei.or.jp/sites/default/files/pdfs/aeo/20210331\\_EPA\\_SURVEY.pdf](https://www.kanzei.or.jp/sites/default/files/pdfs/aeo/20210331_EPA_SURVEY.pdf)>。

当該企業らが求める支援策等に係る調査が行われている。

これらの調査によれば、EPA等が活用されない理由は、①活用に必要な情報やノウハウが不足している、②原産地規則への対応に係る事務負担の増加を懸念している、③EPA等を活用する経済的メリットを見込み難いとしている、といった3つのケースに大別することができる(図表17)。

以下、上記①～③それぞれのEPA等の非活用の背景事情を概説するとともに、その活用促進を図り得る取組や支援に関して考察を加える<sup>40</sup>。

図表17 EPA等が活用されない3つのケース

① EPA等の活用に必要な情報やノウハウが不足しているケース
<ul style="list-style-type: none"> <li>・EPA等の制度や手続を知らない</li> <li>・輸出を希望する品目にEPA等が適用されるか分からない</li> <li>・相手国における取扱品目の関税分類番号の特定が困難である</li> <li>・EPA等の活用方法や活用条件等に係る情報入手・比較が難しい</li> <li>・EPA等を活用せずに商社等を通じた間接輸出を行っている</li> </ul>
② 原産地規則への対応に係る事務負担の増加を懸念しているケース
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地規則を満たすかを確認するための事務負担が過大である</li> <li>・協定・品目ごとに原産地基準が異なり仕組みが煩雑である</li> <li>・輸出の度に原産地証明書の取得手続が必要で手間・費用がかかる</li> <li>・自己申告制度に対応するための社内体制が整っていない</li> </ul>
③ EPA等を活用する経済的メリットを見込み難いとしているケース
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱品目の一般関税率が既に無税又は軽微である</li> <li>・輸出品目がEPA等の適用対象外である</li> <li>・輸出量または輸出金額が小さい</li> <li>・EPA等以外の関税減免制度の活用を嗜好している</li> <li>・輸出先からの活用要請がない</li> </ul>

(出所) ジェトロ 2019年度「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」(2020年3月)及び日本関税協会「経済連携協定(EPA)に利用に係るアンケート調査」(2021年3月)に基づき作成

## 7-2. EPA等の活用に必要な情報やノウハウが不足している企業

ジェトロや日本関税協会による調査では、EPA等の制度や手続を知らない、輸出を希望する品目にEPA等が適用されるか分からないといった「制度的な知識の不足」<sup>41</sup>、及び相手国における取扱品目の関税分類番号の特定が困難<sup>42</sup>で

<sup>40</sup> ただし、本稿では、①～③のいずれの理由が多いか又は主因であるか等については言及しない。それぞれの理由を踏まえ、活用を選択させ得る取組や支援等について考察することとする。

<sup>41</sup> EPA等の情報は、経済産業省、外務省、税関、日本商工会議所、ジェトロなど多数により提供されており、自社に有用な情報を検索・選別するためにはある程度の知識が求められると指摘される(上之山陽子「企業から見たFTA活用時の課題」『世界経済評論』(2016.1)48頁)。

<sup>42</sup> EPA等では、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(HS条約)

ある、EPA等の活用方法や条件等に係る情報入手・比較が難しい、EPA等を活用せずに商社等を通じた間接輸出<sup>43</sup>を行っているといった「活用に必要なノウハウの不足」を理由として、EPA等が活用されていないことが示された。

併せて、ジェトロの調査においては、協定の活用の際に政府等に求める支援として、セミナーや勉強会等による基礎情報の普及、省庁横断的な情報提供を含む各種の制度情報や相談体制の整備・簡素化、産品種別・業種別の実務上のサポート等といった「制度的な知識の不足」に対応するための支援に加えて、EPA等を通じた品目ごとの関税減免額、原産地判定、必要書類等が表示されるシミュレーションシステムの構築等といった「活用に必要なノウハウの不足」に対応するための支援が挙げられた。さらに、日本関税協会による調査においては、日本税関に求める取組として、EPAごとの我が国及び相手国のステージング表（EPA等譲許税率の一覧）の掲載、品目・国ごとに適用可能な関税率等の検索・閲覧機能<sup>44</sup>、HSコードごとの関税率の検索機能<sup>45</sup>等の構築への期待が示された。

これらの理由や要望を挙げる企業の多くは、創業間もない企業、企業規模の小さい企業、輸出経験の浅い企業など、EPA等の活用を検討する社内体制を十分に整えられていない企業であると思われる<sup>46</sup>。こうした企業群のEPA等の活用を促すためには、企業個々の経営・輸出能力に配慮しつつ、ニーズの高

---

における同条約加盟国共通の6桁のHSコードに基づき譲許対象品目や品目別規則が規定されている。ただし、HS条約では、当該6桁の番号を基礎としつつも、7桁目～10桁目の4桁分を各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用する、独自の通関システムに使用する等も許容していることから、国により同一品目の関税分類番号が異なっている。さらに、HSコードは5年ごとに改定されているが、EPA等は締結時に最新のHSコードを採用していることから、協定ごとに採用する年次のHSコードが異なる又は古いHSコードが使用されたままである等の運用上の問題もある。すなわち、EPA等の活用の際には、各国の関税分類番号やEPAごとに異なるHSコードを調査し特定すること自体にハードルがあると指摘されている（上之山陽子「企業から見たFTA活用時の課題」『世界経済評論』（2016.1）48頁）。

<sup>43</sup> EPA等の活用可能性を検討するための人員体制が十分でない中小企業においては、活用に係る手間や負担を考慮し、取引先の商社等を通じた海外輸出が選好される場合もある（増田のぞみ「FTA利用はなぜいまひとつ進まないのか」『日本総研 経営コラム』（2017.2.22））。

<sup>44</sup> この点に関して、例えば、WTOと国際連合の共同機関である国際貿易センター（ITC）が、国・EPAごとに一般関税率とEPA等譲許税率等の比較を可能とするツールを提供している（ITCウェブサイト〈<https://findrulesoforigin.org/>〉）。

<sup>45</sup> 日本税関においては、輸入前において輸入品の関税分類番号、原産地、関税評価及び減免税についての照会を行える「事前教示制度」が整備されている（税関ウェブサイト〈<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>〉）。同制度では、輸出品に関する相手国の関税分類番号等の照会も可能であるが、その情報や運用状況等の最終決定は輸出先国の税関が行うものであることから、当該回答が必ずしも正しい情報とはならない可能性もある。

<sup>46</sup> この点、例えば、大企業と比較し、輸出に関わる人材等が限られる中小企業において、EPA活用に関する理解が十分に進んでいないと報告されている（吾郷伊都子「2社に1社が輸出時にFTA使う、中小企業は利用に伸びしろ」『ジェトロ地域・分析レポート』（2020.4.3））。

い情報を簡易・迅速に入手できる機会やツールの提供・整理に努めるとともに、T P P等大綱に基づく各種の支援策（5. 参照）の継続的な実施と不断の検証による支援内容のブラッシュアップを図っていくことが重要となろう。

### 7-3. 原産地規則への対応に係る事務負担の増加を懸念する企業

原産地規則は、輸出品の原産地（国籍）を決定するためのルールであり、E P A等域外国・地域からの迂回輸入の防止を目的として規定されている。協定によって、その内容や規定ぶりは異なるものの、基本的には、どのような輸出品が原産品として認められるのかについての基準を定めた「原産地基準」とE P A等譲許税率の適用を受けるための各種手続を定めた「原産地手続」の2つの仕組みにより、原産地が判断・確認されている（図表18）。

ジェットロや日本関税協会による調査では、輸出入時にE P A等を活用した経験がない企業、E P A等締結国・地域に輸出を行うが輸出時にE P A等を活用していない企業のいずれにおいても、原産地規則（原産地基準及び原産地手続）への対応に係る事務負担が過大であると認識されていることが示された。

具体的には、①協定・品目ごとに原産地基準が異なり仕組みが煩雑である、②輸出の度に原産地証明書の取得手続が必要で手間・費用<sup>47</sup>がかかる、③自己申告制度（輸出者や生産者が自ら輸出品が原産品であることを証明する制度）に対応するための社内体制が整っていないといった課題も挙げられた。このうち、特に今後活用の増加が見込まれる自己申告制度に対しては、制度に関する情報が不足している、輸出品に関わる全てのサプライヤーによる対応体制や既存の下請体制等の協力関係を見直す必要がある、事前の第三者による確認プロセスがないために輸入国税関による検認への対応を懸念<sup>48</sup>している等の声が見られていることも報告<sup>49</sup>されている。

---

<sup>47</sup> 原産地証明書の発給手数料は、基本料（2,000円/件）と加算額（証明書記載製品数×加算単価500円/製品）の合計となっている（日本商工会議所ウェブサイト<<https://www.jccci.or.jp/gensanchi/fee.html>>）。

<sup>48</sup> 検認をめぐっては、輸出者や生産者にとって、輸出品に使用される部品、その調達先、価格、工場での工程表等は開示が憚られるものであること等を受け、相手国税関に開示すべき書類については簡素な資料で対応できるようにする必要がある旨の指摘がなされている（上之山陽子「企業がF T A活用時に直面する課題」『AJEC Warm Topic Vol.131』（2016.9）24頁）。

<sup>49</sup> 安田啓「F T A利用が拡大するも、利用企業の多くが問題点を指摘」『ジェットロ地域・分析レポート』（2019.11.20）



図表 18 原産地規則の概要

原産地規則	概要
原産地基準	<p>○EPA等では、①完全生産品（生産が1国で完結している産品）、②原産材料のみからなる産品（締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品）、及び③実質的変更基準を満たす産品（EPA等域外国・地域の材料（非原産材料）を使用し生産した産品であるが、最終的に元の材料から大きく変化していると判断されるもの）がEPA等譲許税率の適用対象となる「原産品」とされている。</p> <p>○このうち、実質的変更基準は、「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、及び「加工工程基準」のいずれか又はその組み合わせにより、品目別に原産地を決定する仕組み（品目別規則として規定）となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関税分類変更基準：非原産材料の関税分類番号とその材料から生産された産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に実質的変更が行われたとするもの（※）。</li> <li>・付加価値基準：締約国での生産により価値が付加され、付加された価値が一定の基準値以上の場合に実質的変更が行われたとするもの。</li> <li>・加工工程基準：締約国で特定の加工工程（例：化学反応、蒸留）が施されれば実質的変更が行われたとするもの。</li> </ul> <p>○このほか、EPA等には、累積（原産品であるか否かの判断に際し、我が国や他の締約国の原材料や生産行為を考慮できるルール）や僅少の非原産材料（原産地基準を満たさないごく僅かな非原産材料の使用を許容するルール）等を含むものもある。</p>
原産地手続	<p>○原産地手続には、輸出者がEPA等譲許税率の適用に際し、輸出品の原産地を証明する「原産地証明制度」と輸入国税関が輸出国政府や輸出者等に対して質問・検査を行う「事後確認手続」が含まれる。</p> <p>○原産地証明制度は、①経済産業大臣が指定した指定発給機関（日本商工会議所）に証明を受ける「第三者証明制度」、②経済産業大臣の認定を受けた輸出者自らが証明する「認定輸出者制度」、③輸出者や生産者等が自ら証明する「自己申告制度」のいずれかに基づき、輸出者が輸出品の原産地を証明するものである（6-1. 参照）。</p> <p>○事後確認手続は、輸入国の税関当局がEPA等譲許税率の適用を受けた輸入品について、輸入通関後に輸出国の税関当局や輸出者又は生産者に対してその産品の原産性の確認を行う手続である。</p> <p>EPA等では、書面での情報提供要請や輸入者等の事業所への訪問調査を行うことに加え、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合に、直接又は間接的に輸入国税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地訪問による検証（いわゆる「検認」）を行うことが規定される。</p>

※ EPA等ではHSコードの変更度合に応じて原産地を決定する仕組みが採られており、非原産材料を用いて生産したEPA域内国への輸出品については、HSコード（類（2桁）・項（4桁）・号（6桁））がいずれのレベルで変更があった場合に原産品としてみなすかが品目ごとに規定されている。  
 （出所）財務省資料等に基づき作成

このほか、原産地規則への対応をめぐっては、協定・品目ごとに異なる原産地規則を熟知・比較する負担、原産地規則を満たすための調達先変更に係る負担、書類保存の負担、事後確認への対応に係る負担等を挙げ、これらがEPA

等の活用に影響を与えている可能性が高いとの指摘<sup>50</sup>もなされており、E P A等の活用促進に向けた重要な課題となっている。

こうした課題に対応するため、ジェットロによる調査では、E P A等を通じた品目ごとの関税減免額、原産地判定、必要書類等が表示されるシミュレーションシステムや原産地証明書作成をサポートする原産地証明書作成システム等の構築のほか、原産地証明制度の電子化<sup>51</sup>など、事務負担の緩和に資する取組の必要性が挙げられた。また、日本関税協会による調査では、日本税関に求める取組として、必要書類のフローチャート、不備がある原産地証明書の実例、事後確認手続の事例等の掲載のほか、E P A等の品目別規則の検索・閲覧機能<sup>52</sup>の簡易な仕組みへの改善等に対する期待が示された。

原産地規則への対応をめぐるプロセスやコストを負担と捉えている企業のE P A等の活用促進に向けては、上記の具体的な要望も踏まえながら、E P A等の活用を希望する企業に対する原産地規則の基本的な仕組みの一層の普及・啓発、活用事例の積極的な発信、事務負担の効率化に資するシステムの開発・改善等に取り組むことが必要であろう。

#### 7-4. E P A等を活用する経済的メリットを見込み難いとする企業

ジェットロや日本関税協会による調査においては、E P A等を活用する経済的メリットを見込み難いとするケースとして、①一般関税率（W T O協定上の譲許税率又は国定税率<sup>53</sup>のいずれか低い方の税率）が既に無税又は軽微である、②輸出品目がE P A等譲許税率の適用対象外である、③輸血量又は輸金額が小さい、④E P A等以外の関税減免制度<sup>54</sup>の活用を選好している、⑤輸出先からの

---

<sup>50</sup> 例えば、水尾佑希ほか「経済連携協定（E P A）利用率の決定要因」『ファイナンス』（2020. 6）30 頁、安藤光代ほか「日本の輸入におけるF T A利用度の決定要因：特惠マージンと原産地規則」『RIETI ノンテクニカルサマリー』（2018. 11）30 頁。

<sup>51</sup> なお、第一種原産地証明書の発給主体である日本商工会議所においては、これまで原産地証明書の電子手段による申請・発給等は認めておらず、輸出者が各地の窓口で申請し受領する必要があった。しかし、新型コロナウイルス感染症による対面による発給リスク等を踏まえ、現在はオンラインでの申請・発給等が可能となっている（日本商工会議所ウェブサイト〈<https://www.jcci.or.jp/boeki/>〉）。

<sup>52</sup> 日本税関ウェブサイト〈<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>〉

<sup>53</sup> 法律に基づいて定められている税率。我が国では、関税定率法（長期的に適用される基本的な税率を規定）と関税暫定措置法（一定期間基本税率に代わって適用される暫定的な税率を規定）という2つの法律によって「国定税率」が定められている。

<sup>54</sup> 例えば、輸出先国において、当該国から再輸出を行うもの又は特定の輸出貨物の製造に使用された特定の原料品について関税を減免等する各種の関税減免制度が整備されている場合があるほか、自由貿易区、輸出加工区等の特例措置が整備されている場合もある。

活用要請がないといった理由が挙げられた。

これらを理由にEPA等の非活用を選択することとした企業の多くは、EPA等を活用する場合と活用しない場合の効果の比較に加え、その他の関税減免制度の活用可能性や取引関係企業との関係をも含む総合的な検討の結果、EPA等を活用する経済的メリットがない又は小さい等と判断し得る、比較的輸出に慣れた企業であると思われる<sup>55</sup>。こうした企業群のEPA等の活用促進に向けては、発効済EPA等における譲許対象品目・譲許内容の拡充や協定参加国拡大、既存の発効済EPA等よりも条件の良い新規協定の締結等に取り組み、これまで以上に経済的メリットの高い手段を提供していくことが最も有効であると考えられ、そのためにも企業の改正ニーズを把握することが必要となろう。

ただし、④の理由をめぐっては、輸出先国で関税減免制度等が活用可能な場合においては、輸出企業の事務手続の都合上、当該制度の活用がEPA等よりも選好される傾向にあるとの指摘がある<sup>56</sup>。さらに、輸出先企業との価格交渉に係る労力を懸念し、協定を活用していない企業も存在するとされる<sup>57</sup>。こうした点にも留意しながら、既存のEPA等の運用上の仕組みや貿易慣行に起因する課題を調査し、利便性の向上につながる対応を検討していくことも求められる。

## 8. おわりに

我が国は、米国やEUに加え、ASEANや中国など経済関係が緊密かつ地域の主要国・地域との間で重層的にEPA等を締結してきており、FTAカバー率というKPIで見れば、「包括的でバランスのとれた高いレベルの世界ルールづくりの牽引者となる」との目的に適う成果を上げていると評価できる。我が国のEPA等ネットワークは、我が国企業の海外ビジネスの促進やサプライチェーンの効率化・最適化等に資する重要なツールとなるものであると同時に、我が国産業や企業の国際競争力の強化に寄与することが期待されているが、ジェトロ等による公開情報を参照する限りにおいては、肝心の我が国企業のE

---

<sup>55</sup> この点、企業規模が大きいほど、輸出品目や譲許税率等のEPAの内容を考慮した上で、その活用が自社の輸出に適さないと認識し、あえて活用していない傾向にあると指摘される（山田広樹「FTAが利用されない理由とは何か」『ジェトロ地域・分析レポート』（2020.4.3））。

<sup>56</sup> 通常、EPA等の活用に係る手続は輸出企業が行うのに対し、関税減免制度の活用に係る手続については輸入企業により行われるものであるとされる（早川和伸「日本とアジア諸国の間における自由貿易協定税率の利用状況」『アジア研ポリシー・ブリーフ No. 137』（2020.6.25））。

<sup>57</sup> 通常、輸出者は輸入者との販売価格の交渉（関税分下がったコストを価格に乗せてもらう）をしない限り、利益が増えないといった構造にあるとされる（増田のぞみ「FTA利用はなぜいまひとつ進まないのか」『日本総研 経営コラム』（2017.2.22））。

ＥＰＡ等活用率は順調に伸びているとは言い難い状況にある<sup>58</sup>。今後はＥＰＡ等活用率に焦点を当て、その向上に資する新たなＫＰＩを設定するなど、政府としてＥＰＡ等の活用促進に一層取り組む姿勢を示していくことが重要となろう。

この点について本稿では、ジェトロや日本関税協会によるアンケート調査に基づき、ＥＰＡ等が活用されない理由を、①ＥＰＡ等の活用に必要な情報やノウハウが不足している、②原産地規則への対応に係る事務負担の増加を懸念している、③ＥＰＡ等を活用する経済的メリットを見込み難いとしている、といった３つのケースに大別し、それぞれの背景事情を概観した。しかし、いずれの要因についても、特に目新しいものではなかったように思われ、それ故に新輸出大国コンソーシアム等を通じた草の根レベルでの情報提供や相談体制の充実化といった基本的な支援が依然として不十分であるように窺われた。

本稿で概観したように、企業の規模、事業内容、事業経験、取引先（国）等の事業構造等は極めて多様であることから、企業ごとにＥＰＡ等の活用が経営戦略上どのように位置付けられているのか、あるいはどのように位置付けることが望ましいのかといった視点を踏まえたオーダーメイド型の支援を強化することが必要なのではないか。すなわち、企業との対話や意見集約の機会<sup>59</sup>を積極的に設け、企業規模等によって異なる活用上のハードルを踏まえながら、個々の企業にとって最も効果的なＥＰＡ等の活用の検討・選択を支援する体制を整えていくことが求められる。そうした中で、ＥＰＡ等の活用に必要な社内体制が十分でない企業、とりわけ中小企業にとっては既述の活用支援システムの構築とその活用支援が求められており、輸出に精通した企業においても、ＥＰＡごとに異なる原産地規則の簡素化・収斂<sup>60</sup>の働きかけを含む協定の内容改善等に取り組んでいくことが活用促進に向けたカギとなろう。

(内線 75263)

---

<sup>58</sup> ただし、本稿 6. 及び 7. で既述したとおり、輸出時・輸入時のいずれの活用実態に関しても統計上又は調査手法上、その正確な把握には限界があることも明らかとなった。特に、輸出時の活用状況の把握については、輸出先国の貿易統計等の参照・分析が不可欠となることから、日EU間における協定の利用状況の把握を目的とした「貿易統計の交換」の取組をＥＰＡ等締結国・地域間において広く行えるよう働きかけていくことが重要となろう（外務省ウェブサイト<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24\\_001150.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001150.html)>）。

<sup>59</sup> この点をめぐっては、政府として、企業によるＥＰＡ等の活用状況や活用上の課題をどのように分析・整理してきたのか、どのような対応策を検討・議論しフィードバックしてきたのか等の過程を把握し得る公開情報が十分でなかったとも思われる。

<sup>60</sup> 本稿では紙幅の都合上言及できなかったが、原産地規則の収斂等をめぐる国際社会の動きや可能性に言及した論考としては、長谷川実也「特恵原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂に向けた動き」『フィナンシャル・レビュー 第140号』（2019.11）がある。